

作成：1994年4月20日

最終改訂：2022年6月24日

定 款

株式会社 テクノスジャパン

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社テクノスジャパンと称する。
英文では、TECNOS JAPAN INCORPORATED と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理に関するソフトウェアの開発・製造・販売
2. 情報処理に関するハードウェア・ソフトウェア導入の為のコンサルティング
3. 情報処理に関する機器の製造・販売
4. 情報処理サービス業務
5. 情報処理に関する要員の教育・訓練業務
6. 情報処理に関するソフトウェア技術者の派遣
7. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、67,200,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は12名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、法令に別段に定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めにより、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(招集)

第25条 監査等委員会を招集するには会日の3日前までに各監査等委員に通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(決議)

第26条 監査等委員会の決議は法令等に別段の定めのある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第27条 監査等委員会は議事録を作成し、出席した監査等委員は署名又は記名押印のうえ10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第28条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか監査等委員会規程による。

(常勤監査等委員)

第29条 監査等委員会は決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(任期)

第30条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬)

第31条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(期末配当金)

第 33 条 取締役会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

第 34 条 取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

- ② 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息はつけない。

(附則) 変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上